

令和8年度第1回羽曳野市介護保険等推進協議会 議事概要

開催日時：令和8年5月14日(水) 13:45～

場 所：羽曳野市役所 A 棟中・東会議室

出席委員：樋口委員、和泉委員、山口委員、上野委員、木下委員、大友委員、浦田委員、堀脇委員、
山下委員、島田委員、酒井委員、上田委員、阪倉委員、笹井委員

【議事概要】

1 市長あいさつ

2 会長あいさつ

3 事務局から

【配布資料に沿って説明】

- ・令和7年度中に実施した調査について
- ・現時点における基本指針の改正動向、計画策定スケジュールなど
- ・本年度の協議会開催日程について
- ・認知症施策推進基本計画、市町村認知症施策推進計画について

4 事前に寄せられた意見に対する応答①

ここで事前に質問をいただいていたものがありますのでそちらについてお答えをということで、「10期計画に向けた調査の結果がどのようになっているのか、また公表方法は」ということでご質問がありました。

本日配付させていただいた資料と最終の報告書の形といたしまして、ウェブサイトにも掲載予定となっております。

4 事前に寄せられた意見に対する応答②

もう1点ありまして、「第10期計画から2040年等の中長期の介護サービス見込み量を見据えて策定していく必要な取組を進めていくことが必要とされているが具体的にどのような取組なのか」ということでご質問いただいております。

現状これというのはなかなか難しいのですが、やはり基本指針の構成を見ておりまして一番最初のところから2040年に向けてということで、すべてのことが2040年に向けていろいろな事業というのを考えていかなければいけないというような時期にあるというように考えています。基本的には既存の取組のブラッシュアップということになるのかなと思いますし、介護予防や介護給付の適正な取組というものを通じて

2040 年の中長期での介護サービスの見込み量というところに与えるかということを考えながら取り組んでいくということ、現状ではそのようなことかなと。後は具体的に、最終的に今回計画に取組事項を記載しなければいけないということになっておりますので、そこについては今年度策定過程において検討してもらえたらと考えております。

5 当日の質疑応答

○委員

一番最初にご説明いただいた推進協資料 7 で、高齢の方が一般高齢者で認定を受けていない方がかなりの数いらっしゃるということを把握しており、それはすごいなと思ったのですが、例えば、私も不勉強で申し訳ないのですが、そういった方々が先ほど言われた要介護になる原因と言われる第 2 位の骨折や転倒があって、すぐに介護保険を使いたいとなったときに申請をすると、だいたいどれくらいの期間がかかるものなのかが気になりました。

○事務局

介護保険の申請をいただいてから認定結果が出るまでの期間というのは法で定められておりまして、基本的には 1 か月以内に決定することになっております。ただ諸々の事情で決定できない場合もございますので、その場合はその旨の通知を差し上げるという形の対応になっています。

○委員

なぜそれを聞いたかと言うと、これだけ 90 代、女性男性ともに後期高齢者まで介護保険を受ける一般高齢者として生活をされていた方々が、何かがあって動けない、それが非日常の病院や施設で生活する時間をできるだけ短くしようと思ったら、そういう介護保険とかをうまく使って自宅へ早く帰して地域でまた動いていくというそういう循環を生まないとダメかなと思ったので、その期間が私は大事かなと思って、できるだけ特に後期高齢者の方々がもし新規申請をする際には期間を少し短く、早くしてあげようという流れが今後あっても良いのではないかと思います、今回提案させていただこうと思って質問させていただきました。

6 地域包括ケア推進委員会

【配布資料に沿って説明】

- ・介護予防支援・ケアマネジメント業務を委託する居宅介護支援事業所の報告について

7 保健福祉部長あいさつ